

会 議 記 録

名 称	平成27年度第2回中央区いじめ問題対策委員会
開催年月日	平成27年12月16日(水) 午後4時30分～6時25分
開催場所	中央区役所 本館6階 会議室
出席者	委員 坂田 仰(委員長)、藤井智子、鈴木真理、草川 功(職務代理者)、三宅美紀
	区側出席者 坂田教育委員会事務局次長、佐藤指導室長、柄澤統括指導主事、清水指導主事、古賀指導室教職員係長、加賀谷教職員係主事
配布資料	<p>資料1 中央区いじめ問題対策委員会委員名簿</p> <p>資料2 中央区いじめ問題対策委員会事務局職員名簿</p> <p>資料3 第2回中央区いじめ問題対策委員会座席表</p> <p>資料4 第1回中央区いじめ問題対策委員会会議録</p> <p>資料5 いじめ防止対策推進法に基づく重大事態発生に係る報告等について</p> <p>資料6 「いじめ」の発生状況について</p> <p>資料7 平成27年度 幼児・児童・生徒の問題行動及び事故等の月例報告書</p> <p>資料8 中央区立学校におけるいじめの現状について</p> <p>資料9 平成27年度第1回・第2回中央区いじめ問題対策連絡協議会及び校外生活指導連絡協議会の概要について</p> <p>資料10-1 中央区いじめ防止基本方針に基づく取組状況等について(教育委員会における取組)</p> <p>資料10-2 中央区いじめ防止基本方針に基づく取組状況等について(学校における取組)</p> <p>資料11 いじめアンケート用紙</p> <p><その他></p> <p>参考資料 平成26・27年度 東京都教育委員会人権尊重教育推進校 よりよく生きる生徒の育成～生命尊重教育の充実を通して～</p> <p>参考資料 平成27年度東京都公立学校における「いじめの認知件数及び対応状況把握のための調査」結果について</p>
議事の概要	<p>1 開 会</p> <p>2 教育長あいさつ</p> <p>3 議 題</p> <p>(1) 中央区いじめ防止基本方針に基づく取組状況について</p> <p>ア 教育委員会の取組内容</p> <p>イ 学校の取組内容</p> <p>(2) 大人に相談できる環境づくりについて</p> <p>(3) いじめ発生事例の対応について ケーススタディ (非公開委員会)</p> <p>ア 第1回中央区いじめ問題対策委員会開催以降に発生したいじめについて</p> <p>4 閉 会</p>

平成27年12月16日（水）

午後4時30分～6時25分

中央区役所本館6階会議室

1 開会

事務局より中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条に基づき、会議は原則公開し、議事録作成のために録音する旨を説明。

2 教育長あいさつ

平成27年7月1日に教育長に就任した島田教育長から挨拶。

3 議題

(1) 中央区いじめ防止基本方針に基づく取組状況について

ア 教育委員会の取組内容

事務局より資料1～9、資料10-1について説明。

藤井委員 「いじめ」の発生状況についての報告書はどのように作成されているのか。記入例のようなものがあって学校が作成しているのか。

事務局 この様式とは別の、学校から出てきたいじめの第一報の報告書をもとにしながら、指導室で作成している。

草川委員 子ども達が同じ環境の中で生活をして成長していけば、また同じような事が起こる可能性がある。報告書にいじめの対応として「解決した」という結果の記入だけで終わらせるのではなく、今後の見通しや課題があれば、月毎に経過報告をまとめ、共有した方が良いのではないかと。

事務局 結果だけでなく現在の状況や今後の経過・取組について記していく方法について検討させていただきたい。

草川委員 以前報告の中で転校により解決というのがあったが、転校した先でどうなのか追いかけていくことが必要である。離れたから解決ということではない。

事務局 検討させていただきたい。

三宅委員 報告書に関連する環境背景や考えられるその他の要因などを、キーワードやセンテンスで入れておくと良いのではないかと。継続案件としたときに、実はいじめの実態現象よりも、キーワードで示されている解決の方が大事な可能性がある。そちらが解決される事によって受動的にいじめが解決される事もありうる。

事務局 環境やそれらをめぐる背景を押さえながら、継続して見ていくことは確かに必要だと思う。事務局の方で検討させていただきたい。

坂田委員長 バランスの問題があるので、簡潔で読みやすくということも留意しながらご検討いただきたい。

鈴村委員 経過のところに簡潔でいいので、本人の現在の状況や関わった児童の現在の状況というような形で、背景問題も含めて記入していただきたい。

事務局 検討させていただきたい。

三宅委員 スクールソーシャルワーカーの訪問が中学校に限られているのは何か理由があるのか。

事務局 中学校は不登校の複雑な問題、家庭環境からいろいろな思春期の複雑な問題があり、家庭に関わっていく必要性が高いので、中学校から試行実施を行った。ただし、重大事態に関わるようないじめの問題は、小学校においてもスクールソーシャルワーカーが関わられるように今年度の途中から要綱を改正している。現在、小学校では実施に至ってはいないが必要性は感じている。

坂田委員長 電話相談・来所相談ともに増えてきているが、増えているのはどのような内容か。

事務局 学校の不適応・友人関係など様々があるが、発達障害に関するものが非常に増えている。

草川委員 いじめの様態は時代によって変わってくるものなので、ここに示された様態に収まらず、「その他」の中にいろいろなものが増えてくると思うので注意して見ていかなければならない。

事務局 いじめの原因・様態を注意深く探っていきたいと考えている。

藤井委員 資料10-1の相談事業は相談者が学校に対応をお願いするために来るのか、それとも匿名で相談にくるのか。

事務局 実名の場合も匿名の場合もある。匿名から実名になる場合もある。

藤井委員 実名で直接学校には言いにくいことについて教育センターで相談している場合、その件について相談員の判断で学校と情報共有をすることもあるのか。

事務局 場合によるが、情報を共有しなければ解決に至らなかったり、命にかかわる問題にすぐに発展したりするということであれば集団的守秘義務ということで情報を共有して対応を行っている。

イ 学校の取組内容

事務局より資料10-2、資料11について説明。

三宅委員 いじめの未然防止のところではメンタル的な対応が中心に見受けられる。他自治体の事例でスクールソーシャルワーカーと連携しながら、いじめを未然に防ぐ定期的な取組をしているところがあるのだが、中央区ではこのような取組はないのか。

事務局 いろいろなケースを把握する中で、中央区ではケース会議を行っており、学校の管理職・担任、カウンセラーのほか、子ども家庭支援センターや児童相談所・警察を呼ぶ場合がある。どのようにアプローチをしていくかについて、ケース会議を繰り返し行いながら検討している。

三宅委員 未然防止の取組として実際に行っている活動であれば、資料にスクールソーシャルワーカーの活用やケース会議についても項目記載を追加したほうが、関係している方の意識が高まってくると思う。

坂田委員長 いじめの問題は学校単位で、まず扱う事になる。その際に、学校いじめ対策委員会がどのように機能しているか、活用されているかを調査する必要があるのではないか。

事務局 実態を把握するためにも、方法を考えていきたい。

坂田委員長 学校いじめ問題対策委員会の場合、従来の生徒指導と違って、スクールカウンセラーの方などが外部委員として入っているので、そういうところの活用・連携という点もある。委員会を活用していく形を変えていかないと、おそらく対応しきれない状況も生まれてくるので、調査する事に目的があるのではなくて、実際に使うということが重要になる。

鈴木委員 アンケートは採るときに配慮が必要だと思うが、具体的に現場でどのように説明し、生徒がどのような状態で行っているのか。

事務局 小学校の低学年だと、ふりがなが振ってあっても読めないこともあるので、担任が読んで理解をさせてから書かせるようにしている。そして書いたものを全部、担任や学校が把握して、本当にいじめの実態があるか調査したり、面談を子ども達としたりして、いじめなら解決していくという仕組で取り組んでいる。

鈴木委員 アンケートにおいて一人だけ書いていると周りに告げ口したのではないかとと思われる場合もあるので、全員が記入しなければいけない欄を作った方が記入しやすいのではないか。

坂田委員長 鈴木委員は、苦しんでいる子どもがアンケートを書きづらい雰囲気があるのではないかと危惧しているのではないかと思う。それに対してどのような配慮をしているのか。

事務局 いろいろな配慮は学校がしていると思うが、詳細については学校とよく話をしていかなければならないと考えている。子ども側の声はずり出てくるとは限らないので、それを拾いながら配慮していくということが大事だと思う。

(2) 大人に相談できる環境づくりについて

鈴木委員 自分が訴えたら先生は助けてくれるという、生徒と先生方の間に信頼関係があるところでは解決も早い。しかし、それが築けていないときには生徒はアンケートにも記入しない。

藤井委員 子ども達がアンケートを書きやすくする方法として、直接暴力を振るわれたりなどの項目ではなく、率直に学校は楽しいか、今気持ちは晴れやかかというアンケートの採り方もあり、そのような形で子ども達の様子を把握したり、子どもの気持ちを出させる方法も良いと感じる。

坂田委員長 情報を吸い上げるときは多チャンネル化しないといけない。アンケートに加え、目安箱のよう

な自分で投稿できる場所や学校外に相談を持っていける場所が必要だと思う。いじめの相談だったらここに行けば必ずできるという場所を子どもに他の方法も含めて伝えていく必要がある。

事務局 今ある区の状況・相談の施設や内容、東京都全体のもの等を見直して、小学生低学年の子どもでも外に相談できるような仕組みを考えていきたい。

草川委員 特に低学年は電話したり、どこかに相談に行くためにわざわざ時間をとったりもできないと思うので、子どもがいるところに大人に相談できる環境を作ってあげる事が必要だと思う。例えば学童保育などは色んな学校の子が集まり、いろいろなつながりも出てくるので、同じ学校ではない枠のところでもピックアップしていくことも良い方法ではないかと思う。

事務局 中央区には放課後に学童やプレディがあるので、そこで指導・見守る大人にそのような視点をもって関わってもらえるような体制が必要だと改めて感じた。連携をしっかりとっていきたい。

鈴木委員 学校になかなか足が向かない保護者の方も学童でスクールカウンセラーと話をし、そこから学校への相談につながったという事例もあるので、学童保育やほかの事業に相談員の方を定期的に派遣するのも良い方法ではないかと思う。

(3) いじめ発生事例の対応について ケーススタディ (非公開委員会)

ア 第1回中央区いじめ問題対策委員会開催以降に発生したいじめについて

坂田委員長 個人情報保護の観点から、中央区いじめ問題対策委員会条例施行規則第4条第1項に基づき、会議を非公開で行いたい旨提案。

(「異議なし」の声あり)

(午後5時47分 非公開委員会開会)

— ——— 非公開委員会 ————

(午後6時20分 委員会再開)

4 閉会

坂田委員長から閉会の宣言を行う。